

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書

この申出書は、現在首都圏デジタル産業健康保険組合に加入している任意継続被保険者が資格の喪失を申し出るときに提出するものです。下記のⅠ・Ⅱのいずれか該当する方をご記入ください。申し出の際は交付されている全員の保険証、高齢受給者証、限度額認定証、資格確認書を添付の上（任意脱退の方は資格喪失日以降に返却）、当組合に郵送もしくは窓口にご提出ください。追って、資格喪失通知書を発行いたします。

●任意継続被保険者情報記入欄(共通)

任意継続被保険者証の 記号番号および氏名	999 -	(氏名)
被保険者の生年月日	昭和・平成	年 月 日
被保険者の住所	郵便番号(-)	電話番号 ()
	都道府県	

Ⅰ 任意脱退を希望する

(※当健康保険組合の保険証等は資格喪失後直ぐに返却してください。)

任意脱退申出日	令和 年 月 日	(書類作成日を記入)
---------	----------	------------

- * 当健康保険組合で任意脱退の申出書を受理した日が属する月の翌月1日に資格を喪失します。
(例:任意脱退申出受理日 R4.1.18 → 資格喪失日 R4.2.1)
- * 月の途中に申し出た場合でも、その月の保険料の納付は必要です。期日までに納付が無い場合は、当該月納付期日の翌日が資格喪失日になります。(例:任意脱退申出受理日 R4.1.8 → 保険料未納 → 資格喪失日 R4.1.12)
- * 資格喪失通知書は手続き終了後に発行・送付いたします。
- * 任意脱退の申し出を取り消す事はできません。ご注意ください。

Ⅱ 就職をした

資格の重複を防ぐため、新たに取得した資格の情報を記入してください。

(就職先で発行された「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」のコピーを(お届けと前後して、未納喪失の通知が届く場合があります。)

被保険者証の保険者名称			
被保険者証の記号番号	記号	番号	
再就職先の名称			
資格取得年月日	令和 年 月 日	備考欄	

【留意事項】

- ・被保険者資格を喪失した月の保険料は必要ありません。重複されて納めている保険料については返還します。後日「還付請求書」をお送りしますので、そちらで返還のお手続きをしてください。ただし、同一月に資格を取得・喪失した場合は、保険料の還付はありません。

受付日付印

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書

この申出書は、現在首都圏デジタル産業健康保険組合に加入している任意継続被保険者が資格の喪失を申し出るときに提出するものです。下記のⅠ・Ⅱのいずれか該当する方をご記入ください。申し出の際は交付されている全員の保険証、高齢受給者証、限度額認定証、資格確認書を添付の上（任意脱退の方は資格喪失日以降に返却）、当組合に郵送もしくは窓口にご提出ください。追って、資格喪失通知書を発行いたします。

●任意継続被保険者情報記入欄(共通)

任意継続被保険者証の 記号番号および氏名	999 - ×××	(氏名) 健保 太郎
被保険者の生年月日	昭和・平成 ××年 3月 1日	
被保険者の住所	郵便番号(××× - ××××)	電話番号 ×××(×××)××××
	〇〇 都道府県 横浜市 西区北幸〇-〇-〇	

Ⅰ 任意脱退を希望する

(※当健康保険組合の保険証等は資格喪失後直ぐに返却してください。)

任意脱退申出日	記入は不要です	(書類作成日を記入)
---------	---------	------------

- * 当健康保険組合で任意脱退の申出書を受理した日が属する月の翌月1日に資格を喪失します。
(例:任意脱退申出受理日 R4.1.18 → 資格喪失日 R4.2.1)
- * 月の途中で申し出た場合でも、その月の保険料の納付は必要です。日が資格喪失日になります。(例:任意脱退申出受理日 R4.1.8)
- * 資格喪失通知書は手続き終了後に発行・送付いたします。
- * 任意脱退の申し出を取り消す事はできません。ご注意ください。

新しく取得した資格の情報確認のため
*「資格情報のお知らせ」
*「資格確認書」
どちらかのコピーを必ず添付してください。

Ⅱ 就職をした

資格の重複を防ぐため、新たに取得した資格
(就職先で発行された「資格情報のお知らせ」)を添付してください。
(お届けと前後して、未納喪失の通知が届く場合があります。)

注:保険料の還付がある場合
添付がないと手続きが出来ない
場合があります。

被保険者証の保険者名称	△△健康保険組合			
被保険者証の記号番号	記号	△△△	番号	△△△
再就職先の名称	△△△(株)			
資格取得年月日	令和	〇年	〇月	〇日
	備考欄			

【留意事項】

- ・被保険者資格を喪失した月の保険料は必要ありません。重複されて納めている保険料については返還します。後日「還付請求書」をお送りしますので、そちらで返還のお手続きをしてください。ただし、同一月に資格を取得・喪失した場合は、保険料の還付はありません。

受付日付印

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書

この申出書は、現在首都圏デジタル産業健康保険組合に加入している任意継続被保険者が資格の喪失を申し出るときに提出するものです。下記のⅠ・Ⅱのいずれか該当する方をご記入ください。申し出の際は交付されている全員の保険証、高齢受給者証、限度額認定証、資格確認書を添付の上（任意脱退の方は資格喪失日以降に返却）、当組合に郵送もしくは窓口にご提出ください。追って、資格喪失通知書を発行いたします。

●任意継続被保険者情報記入欄(共通)

任意継続被保険者証の 記号番号および氏名	999 - ×××	(氏名) 健保 太郎
被保険者の生年月日	昭和・平成 ××年 3月 1日	
被保険者の住所	郵便番号(×××-××××)	電話番号 ×××(×××)××××
	〇〇 都道府県 横浜市 西区北幸〇-〇-〇	

Ⅰ 任意脱退を希望する

(※当健康保険組合の保険証等は資格喪失後直ぐに返却してください。)

任意脱退申出日	令和 4年 1月 18日	(書類作成日を記入)
---------	--------------	------------

- * 当健康保険組合で任意脱退の申出書を受理した日が属する月の翌月1日に資格を喪失します。
(例:任意脱退申出受理日 R4.1.18 → 資格喪失日 R4.2.1)
- * 月の途中で申し出た場合でも、その月の保険料の納付は必要です。期日までに納付が無い場合は、当該月納付期日の翌日が資格喪失日になります。(例:任意脱退申出受理日 R4.1.8 → 保険料未納 → 資格喪失日 R4.1.12)
- * 資格喪失通知書は手続き終了後に発行・送付いたします。
- * 任意脱退の申し出を取り消す事はできません。ご注意ください。

Ⅱ 就職をした

資格の重複を防ぐため、新たに取得した資格の情報(就職先で発行された「資格情報のお知らせ」または「資

(お届けと前後して、未納喪失の通知が届く場合があります)

月の途中で申し出した場合も、保険料の納付は必要です。ご注意ください。

見本の日付の場合、喪失日は令和4年2月1日になります。

被保険者証の保険者名称			
被保険者証の記号番号	記号	番号	
再就職先の名称			
資格取得年月日	令和 年 月 日	備考欄	

【留意事項】

- ・被保険者資格を喪失した月の保険料は必要ありません。重複されて納めている保険料については返還します。後日「還付請求書」をお送りしますので、そちらで返還のお手続きをしてください。ただし、同一月に資格を取得・喪失した場合は、保険料の還付はありません。

受付日付印